

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和5年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、都市開発等の活性化を図るため	八景町 田上二丁目 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 金堀町第1 金堀町第2 大浦町 東山町 下町 平戸小屋町 江の浦町 南が丘町 南町 岩川町 浜口町 西山一丁目第1 梁川町 竹の久保町 柳谷町 岩見町第1 宝栄町 春木町第1 東山手町外 花園町 南山手町 相生町 坂本一丁目	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
佐世保市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進に資するため	木風	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
		稲荷第一藤原 大和第一 大黒第一東山 大和第二 日宇第一 日宇第二 天神第二	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第8・霊丘第2 白山第9・霊丘第3 白山第10・霊丘第4・森岳第1	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	貝津第1の2 貝津第3の1 久山第3の1 貝津第3の2 久山第3の2 津水・真崎第1 津水・真崎第2	
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	三浦第五 三浦第六 三浦第七 三浦第八 鈴田第三 鈴田第四	

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により令和5年度の地籍調査に

関する事業計画を次のとおり定めた。

令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため	大久保第10-2 大久保第14-2 大久保第15 大久保第15-2 宝亀B 宝亀C 宝亀E 津吉B 津吉C 田代A 田代B 草積A 草積B 草積C 草積D	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	所有者不明土地対策に資するため	大久保第11-2 大久保第16-1	
松浦市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	前田 御厨里第1 御厨里第2 中野 下登木 北平第2	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため	樫根第3 樫根第4 琴第5 貝鮎第1 比田勝第3 久和第3 久和第4	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
	地籍の明確化により、森林施策の円滑化をはかるため	琴第6 貝口第2 佐志賀第1 佐護東里第2 佐護東里第3 佐護東里第6 飼所第3 古里第1-1	
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び防災対策の推進を図るため	荒川第十四 小泊第三 小泊第四 小泊第五 増田第三 増田第四 増田第五 野々切第四 幾久山第五 幾久山第三	
南島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	須川西第1 須川西第2 須川西第3 野田第4 野田第5 野田第6 田平第6 田平第7	